

2025 年 3 月 14 日

各位

上場会社名 DIC 株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 池田 尚志
 (コード番号 4631)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長
 小峰 浩毅
 (TEL 03-6733-3033)

株主の質問状に対する当社見解について

当社は、2025 年 2 月 12 日付け「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「当社取締役会意見」といいます。）でお知らせしたとおり、OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.様及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.様（以下「提案株主様」といいます。）より、同年 3 月 27 日開催予定の第 127 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項について、株主提案を受領しております。

その後、提案株主様は、同年 3 月 3 日付けで、当社に対する公開質問（以下「本公開質問」といいます。）を開示し、同年 3 月 10 日までに回答を公表するよう要求しております。なお、この回答期限は当社と協議の上で設定されたものではありません。

本公開質問には、提案株主様と当社が現在係争中である事項に関する質問が含まれているほか、既に当社が適時適切に開示した事項に関する提案株主様の独自の見解や憶測等を前提とした質問なども含まれています。

そこで、当社の考えを株主の皆様によりご理解頂けるよう、本公開質問に関する事項について、別紙のとおり補足説明をさせていただきます。

当社は、当社の経営方針やガバナンス体制について、株主・投資家の皆様にご理解頂けるよう、日頃より、法令等に従い、適時適切な情報開示に努めております。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会意見及び本補足説明をご確認頂き、慎重な議決権行使のご判断をして頂きますよう、お願いいたします。

【ご参考】2025 年 2 月 12 日付適時開示
「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」

以 上

(別紙)

本公開質問に関する事項についての補足説明

1. 猪野薫氏（現取締役会長）を取締役候補者とした理由

猪野薫氏（以下「猪野氏」といいます。）を含む取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める役員指名委員会にて慎重に審議・検討が行われました。そして、役員指名委員会が、猪野氏については引き続き取締役とすることが妥当であると判断したことから、取締役会にて同氏を取締役候補者とすることを決定いたしました。

当社は、取締役会長職について、社長等の役員に対する助言・支援、社長の要請に基づく財界等外部活動における会社の代表としての活動、主要顧客との関係維持等への支援を行う役職として位置づけており、このような職務に適した、経営経験の豊富な社長経験者等に委嘱することとしております。

池田尚志氏（以下「池田氏」といいます。）が社長に就任してから1年あまりが経過し、経営については池田氏を中心となって執行する体制が整っておりますが、引き続き池田氏が当社の企業価値向上のため経営に専念するには、猪野氏が代表権のない取締役会長として上記のような活動を担うことが、当社の経営体制として適切であると判断いたしました。

2. 川村喜久氏にエグゼクティブアドバイザー職を委嘱する理由

川村喜久氏（以下「川村氏」といいます。）は、これまで当社の経営に大きく貢献して参りましたが、役員指名委員会が重視した取締役会のモニタリング機能の強化のため、当社の社外取締役比率を高め、ガバナンスをさらに向上するという方針から、本総会後の取締役候補者には含めないことといたしました。本総会に当社が上程している第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役9名中4名が社外取締役となり（社外取締役比率44.4%）、本総会前の社外取締役比率40%（10名中4名）から社外取締役比率が高まります。

しかしながら、当社としては、川村氏の退任後も、川村氏からこれまでのインキ業界における豊富な知見・経験や当社取締役としての経験に基づく助言を受けることが有益であると判断し、定款上の「顧問」・「相談役」ではなく、エグゼクティブアドバイザー職を委嘱することといたしました。

エグゼクティブアドバイザー職は、豊富な経験や幅広い人脈等から得られる情報を基に、経営課題に関して、経営陣に対する助言・提言を行うことを想定した役割を期待しており、無報酬で、かつ、委嘱事項や在任期間は当社の裁量で決定することとしており、定款上の「顧問」・「相談役」に比べ、経営への関与の度合いはより低くなります。

なお、川村氏にエグゼクティブアドバイザーを委嘱するにあたっては、その意義等について、役員指名委員会でも審議・検討を行っております。

3. 関連当事者取引を継続している理由及び監視・監督体制

当社は、有価証券報告書で開示をしているとおり、当社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社である、日誠不動産株式会社、大日製罐株式会

社及び日辰貿易株式会社の3社（以下「関連当事者3社」といいます。）と取引を行っております。

関連当事者3社と取引を行う理由は、関連当事者3社の技術力、価格、倉庫の立地、サービス品質などを総合的に考慮し、競争力があると判断したことによるものであり、逆に、競争力がないと判断した物品やサービスについては、関連当事者3社との取引は行っておりません。なお、2点のみ補足すると、まず、本社建物の建替えに関して、提案株主様は、本社建物の坪単価の増加部分のみ切り出して問題視されているようですが、当社は、裁判手続においても一貫して「本社建物を建て替えて一棟借りとすることで、旧本社建物よりも坪単価を増加させた上で延床による居住スペースの大幅な増加を実現することができた」とご説明しております。即ち、当社としては、本社建物の建て替えの実施にあたり、一棟借りをすることで、坪単価が増加したとしても、居住スペースを大幅に増加させ、利便性を高めることができるものと考えて本社建物の建替を選択しており、関連当事者が土地建物の所有者であることを理由として当社にとって不利益な取引を実施した事実はございません。次に、埼玉土地の売却取引に関して、当社は、信託銀行などの複数の仲介業者に依頼して入札を行い、最も良い条件を提示した落札者に売却したに過ぎず、適正かつ妥当な売却プロセスを踏んでおります。

また、当社は、当社取締役会意見でも記載しているとおり、会社計算規則第112条第4項で定義される「関連当事者」との取引について、担当部署において、近隣相場の調査や競合他社との取引条件との比較、価格変動の要因の分析等を慎重に行い、取引条件の適切性について慎重に検証を行うとともに、内部監査部門及び監査役による監査を行っております。また、関連当事者取引の検証結果については、年1回その概要を取締役会に報告しており、関連当事者取引に関する適切な監視、監督を行っております。

なお、提案株主様が裁判手続において開示を求めている取締役会議事録は、大日製罐株式会社及び日辰貿易株式会社との間の取引に関する「議論及び決定に関する部分」であり、すなわち、当該取引を取締役会が承認する内容の取締役会議事録の開示を求めるものでした。当社が行ったこれら2社との間の取引は、その取引規模、内容等において、個別に取締役会の承認を要するものではないことから、該当する議事録は存在しないと回答したに過ぎません。当社としては、関連当事者取引のうち取締役会の承認が必要なものについては、当社社内ルールに従って適切に取締役会に上程し、その承認を得ております。

4. DIC 川村記念美術館運営見直しについて

当社は、1990年から30年以上にわたってDIC川村記念美術館（以下「美術館」といいます。）を運営し、日本における芸術文化の発展に貢献することに努めてきました。当社は、2024年4月に設立した独立社外取締役のみで構成される価値共創委員会における審議及び助言を踏まえて、美術館運営の在り方について検討を進め、2024年8月27日の中間報告（以下「中間報告」といいます。）では、2024年内に今後の美術館運営について決定した後、2025年1月下旬から美術館を休館することを公表しました（その後、美術館への来館者が大幅に増加したことを踏まえ、2024年9月30日付の適時開示にて、美術館の休館時期を2025年3月下旬に延期しています。）。その後、2024年12月26日の最終報告では、当社取締役会での詳細検討の結果、当社保有作品数を1/4程度に縮小し、東京都内において美術品を一般公開で

きる場所に移転すること、運営収支の大幅な改善を図ることなどを公表しました。そして、最終報告でお示しした方針に従って移転先の検討等を進めた結果、2025年3月12日付け「DICと国際文化会館がアート・建築分野を起点とする協業に合意～建築ユニットSANAAが『ロスコ・ルーム』を設計～」で公表したとおり、当社は、公益財団法人国際文化会館（理事長：近藤正晃ジェームス、以下「国際文化会館」といいます。）と協業し、マーク・ロスコの＜シーグラム壁画＞を含む、戦後アメリカを中心とする20世紀美術品のコレクションを国際文化会館に移転することを合意いたしました。

美術館の運営見直しの検討にあたっては、美術館の存続を求める5万件超の署名や、声明文、嘆願書を受領し、当社による美術館の継続的な運営が社会から強く求められていること、そして、長年にわたる当社の美術館の運営による芸術・美術分野への社会貢献活動が社会から高く評価され、当社のブランド価値や企業価値といった社会的価値を一層向上させるとともに、当社のアイデンティティの一部を形成していることを、改めて当社として認識いたしました。

一方で、中間報告に記載のとおり、美術館を保有資産という観点から見た場合、特に資本効率という側面においては必ずしも有効活用されていないことから、資本効率の改善を重要な経営課題に掲げる当社としては、運営の縮小又は中止によって得られる経済的価値という観点からの検討が必要であると考えました。

価値共創委員会では、社外有識者や複数の外部機関による意見や評価等も踏まえて、美術館運営の在り方について審議が行われ、そこで示された、「ダウンサイジング&リロケーション」又は「美術館運営の中止」を詳細に検討すべきという助言を踏まえて、取締役会で慎重に検討しました。その結果、上記のとおり、当社のアイデンティティを象徴する作品群の再定義に伴い、当社保有作品数を1/4程度に縮小するとともに、多くのステークホルダーにとってアクセスが容易な東京都内に美術館を移転させるという、「ダウンサイジング&リロケーション」の方針で美術館の運営を見直すことを決定いたしました。

なお、提案株主様は、経済的価値と社会的価値を両立し得ないものと考えているようですが、当社としましては、速やかに一括して美術品を処分しなければその資産価値が失われるとは考えておりません。そのため、現時点においては、引き続き当社の社会的価値及びブランド価値向上のために美術品の1/4程度を保有し、活用することを選択させていただいた次第です。

以 上